

【除害施設の設置または必要な処置をしなければならない基準】 この基準に適合しない汚水を排除し、公共下水道を使用する場合は、除害施設の設置または必要な処置をしなければなりません。
 なお、★ついた項目は、政令で著しく公共下水道もしくは流域下水道の施設の機能を妨げ、または損傷するおそれのある汚水として定められている項目です。
 ★のついていない基準は、流域下水道からの放流水を琵琶湖の水質基準に適合させるために係る基準です。

No	項 目	基 準 (ただし、右記以外)	1日当たりの平均的な排水量が10立方メートル未満のもの
1	★温度	45度未満	
2	★水素イオン濃度	水素指数5を越え9未満	
3	★ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
	(1) 鉱油類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下	
	(2) 動植物油脂類含有量	1リットルにつき30ミリグラム ただし、流域下水道放流水に係る基準は日間平均値20ミリグラム以下	
4	★沃素消費量	1リットルにつき220ミリグラム未満	
5	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき380ミリグラム未満	
6	生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満	1リットルにつき5日間で1,200ミリグラム未満
7	浮遊物質	1リットルにつき600ミリグラム未満	1リットルにつき1,200ミリグラム未満
8	窒素含有量	1リットルにつき日間平均値60ミリグラム未満	1リットルにつき日間平均値120ミリグラム未満
9	りん含有量	1リットルにつき日間平均値10ミリグラム未満	1リットルにつき日間平均値20ミリグラム未満
10	アンチモン含有量	1リットルにつき日間平均値0.05ミリグラム未満	
11	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下	
12	シアン化合物	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム以下	
13	有機りん化合物	検出されないこと。	
14	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下	
15	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下	
16	砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.05ミリグラム以下	
17	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下	
18	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
19	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	
20	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下	
21	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
22	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下	
23	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
24	1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	
25	1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下	
26	シス-1・2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下	
27	1・1・1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下	
28	1・1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	
29	1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
30	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	
31	2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	
32	S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	1リットルにつき0.2ミリグラム以下	
33	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
34	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下	
35	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム以下	
36	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下	
37	1・4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム以下	
38	フェノール類	1リットルにつき5ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	
39	銅及びその化合物	1リットルにつき銅3ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	
40	亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛2ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	
41	鉄及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき鉄10ミリグラム以下	
42	マンガン及びその化合物(溶解性)	1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下	
43	クロム及びその化合物	1リットルにつきクロム2ミリグラム(日間平均値0.1ミリグラム)以下	
44	ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム以下	
	摘 要	流域下水道からの放流水が排出先の公共用水域において人の健康 または生活環境に支障をきたすような異常な色および臭気を帯びる おそれのないこと(下水色および下水臭を除く。)	